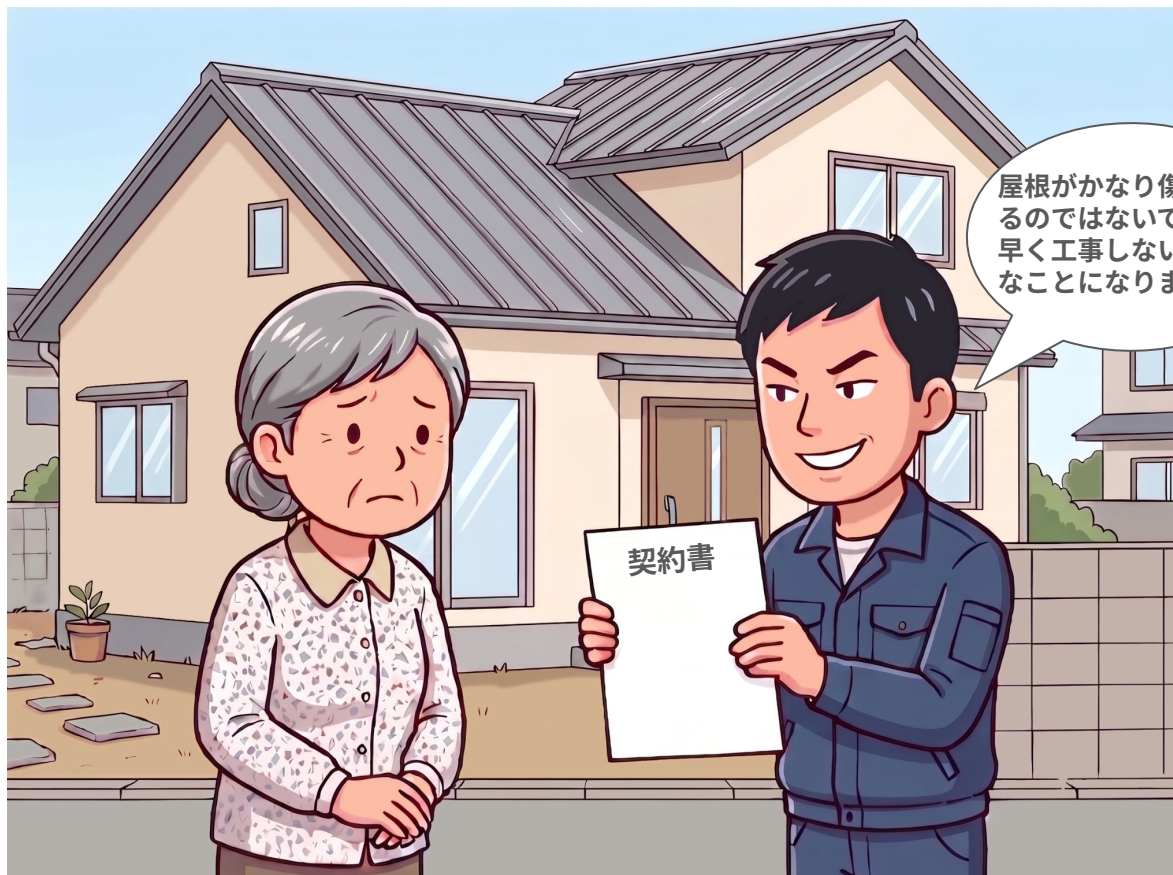




住宅リフォーム工事のトラブルにご注意！



① 契約する前に確認！

- ・「早く工事した方が良く」「今なら安くできる」と急かされても、慌てて契約せず、複数の事業者から見積を取りましょう。
- ・費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分に検討しましょう。

② 料金前払いや施工中断時の備えをしっかりと！

- ・費用が高額の場合、全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- ・工事が滞った際の備えとして、契約書に遅延補償の定め等があるか確認しましょう。

トラブルの相談は早めに消費者センター(Tel 728-2121)または消費者ホットライン(Tel 188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● 映像配信サービス（5月:1件 ➡ 6月:17件）

相 談

約1か月前、最初の3か月は月額980円でスポーツ国際大会が視聴できるウェブ表示を見て契約し、クレジットカード決済した。しかし実際は1年契約で4か月目以降は月額2,600円（総額26,340円）になるとネットの書き込み等で気づいた。電話窓口がなくチャットでの解約申込にも返信がない。事業者の個別返金対応の対象期間外だが、今後の対応方法を知りたい。

助 言

通信販売では特定商取引法に基づき、販売価格や解約条件などの重要事項を広告や最終確認画面に表示する義務があり、原則として事業者の規定に従う旨を説明。ただし、表示不足や誤認を招く表示で契約した場合は取消権を行使できる可能性があるとお伝えしました。

まずは事業者からの回答を待ち、不当な場合は誤認取消を主張すること、併せてクレジットカード会社にも今後の支払いについて相談するよう助言しました。



しつこい訪問販売に
困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーを貼ると、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、これを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。